「新型コロナ対策支援カード」を活用したコロナ相談対応

被災者生活再建カード（ゲーム）

本日の研修資料は終了後DLできます
（メモは基本不要です）

新型コロナ対策支援カードのDL先
http://naganokai.com/c-card/
（現在１０ヶ国語に翻訳）

＊PDFは各カードをクリックすると関係サイトに飛べます

静岡県弁護士会
弁 護 士　永 野　海
mail@naganokai.com

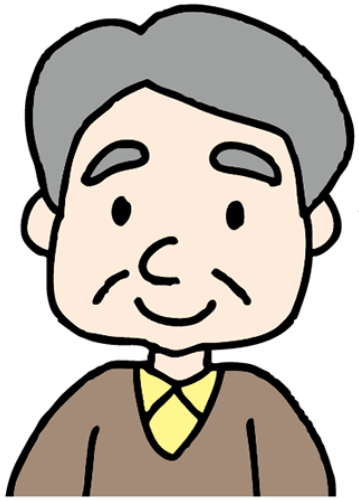

わしが受けられる支援
を具体的に教えてほし
いんじゃ

持続化給付金、うちの会社も
もらえますか？
コロナ融資についても、具体的に教
えてほしいです

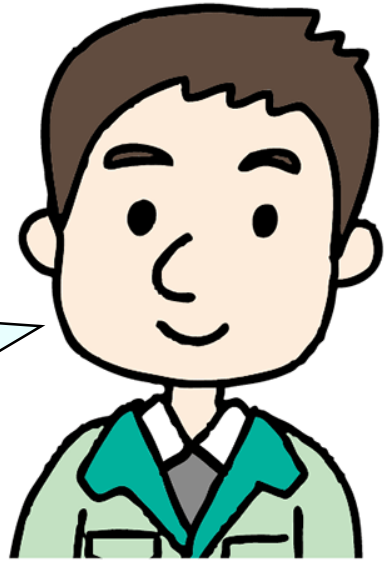

ポイント

・制度の概説にとどまらず、核となる制度については、もう一歩先の知識を入手し、「あなたの場合は申請できる可能性が高そうです」、「こういう条件もあります」といったもう一歩進んだ情報の提供

・支援カードはパソコン上で開けば、それぞれのカードをクリックして詳細ページに飛ぶようになっているので、相談を受けながらリンク先ページをみてアドバイスを

・高齢者・障碍者などには、「あなたに関係するカード」はこれですと伝え、場合によっては、関係するカードだけハサミで切ってもらう

①目にはいる情報をなるべく減らす　②窓口相談が可能ならそのカードを持っていく

個人・家族向け

新型コロナ対策支援カード

使える支援制度のカードを探しましょう

令和2年5月10日版

＊各制度には適用・利用条件や、今後の補正予算等での制度変更の可能性があります。随時、各ホームページ（ＱＲコード）で確認を。

新型コロナ対策支援カード ©2020 弁護士永野 海

最新のカードのダウンロード

生活費・家賃

緊急小口資金（貸付）

学校休業・個人事業等
20万円以内
その他の場合
10万円以内

窓口
社会福祉協議会
または労働金庫

誰に
新型コロナで収入の減少があり生計維持の必要な人

無利子・保証不要・1年据置2年返済

総合支援資金（貸付）

二人以上世帯
最大60万円
単身世帯
最大45万円

窓口
社会福祉協議会

誰に
新型コロナで収入減や失業など生活困窮している世帯

無利子・保証不要・1年据置10年返済

住居確保給付金

3か月間の家賃相当額（求職中なら最大9か月間）を家主に給付

窓口
最寄りの自立相談支援機関

誰に
離職・廃業から２年以内又は休業等の収入減で離職等と同程度の状況の人

利用条件緩和も資産・収入要件あり

休業の支援

休業手当

会社の指示による休業の際など賃金の6割以上を支給（労基法）

窓口
勤め先

誰に
勤め先から休業を指示された労働者（パート労働を含む）

休業手当支払で雇用調整助成金あり

小学校休業等対応助成金

有給休暇を使った労働者に払う賃金（日額上限8,330円）を助成

窓口
学校等休業助成金・支援金受付センター

誰に
臨時休校等の子どもの世話で休業した保護者の勤め先

年次有給休暇とは別途有給の取得が条件

傷病手当金（健康保険）

新型コロナ感染などで働けない期間標準報酬日額の3分の2を支給

窓口
健康保険組合など

誰に
新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者

4日目から支給。最長1年6か月

給付金・その他

特別定額給付金

一律1人10万円の現金を給付。所得制限は設けない

（3か月以内に要申請）

窓口
市区町村。ただし申請は郵送やWebが原則

誰に
国籍を問わず令和２年４月２７日時点で住民基本台帳に記載された全ての人

市区町村からの申請書に世帯主が口座を記載し返送等

公共料金

国は3月19日に都道府県等にコロナの影響ある人の公共料金の支払猶予を通知。支払困難なら各料金窓口に相談を

国民年金・国民健康保険

コロナで死亡・重症や、収入減少見込みなら、保険料減免の可能性あり（一部所得条件あり）

＊今後の情報に注意

未払賃金立替払制度

倒産した事業者の未払賃金の8割（上限あり）を立替える制度（労基署）

生活保護

収入が最低生活費に満たない場合に、生活費、家賃、医療費等を支給（自治体）

以前からの
貸付制度の
コロナ特例

- （対象）　従来低所得者などに限られていた　→　コロナでの**収入減少者**に拡張
  外国籍でもOK
- （手続）　**郵送**申請も可
- （免除）　最終的に住民税非課税世帯に該当の場合は**返済免除**
- （関係）　同時申請はNG　緊急小口資金で**まだ収入減が続く場合**に総合支援資金
- （要件１）　「緊急小口」　→**休業じゃなくてもOK**　「総合支援」　→**失業じゃなくてもOK**
- （要件２）　減少前の月収（手取り）と減少後の月収（手取り）を**自己申告**
  収入減少を証明する資料の提出などは求められていない
- （要件３）　総合支援資金は、失業給付や年金を受けている人も**それで不足なら**利用OK
- （要件４）　**生活保護**受給者、**自己破産**手続中はNG　　事業の**運転資金**に使うのもNG

【住居確保給付金相談コールセンター】

電話番号　0120-23-5572

受付時間　9時から21時（土日・祝日含む）

自治体のHPも要確認

生活保護との併給はNG

・（対象）　従来は離職・廃業から２年以内の人　→　**休業等で収入減、住居失う危険ある人**に拡張。求職も条件から**除外**。

・（具体例）　バイトを減らされた人、休業で収入が減った人、お客さんが減った経営者

・（資料）　基本は収入減がわかる**資料**が必要。ただし、ない場合「**申立書の活用**」でもOK

・（収入）　同居親族含めた合計収入の条件あり　**＊各自治体ごとに異なる**

浜松市の例

単身世帯　81,000円に家賃額（37,700円上限）を加算した額未満
2人世帯　123,000円に家賃額（45,000円上限）を加算した額未満
4人世帯　194,000円に家賃額（49,000円上限）を加算した額未満

・（資産）　**浜松市の例**

単身世帯：48.6万円　2人世帯：73.8万円　4人以上の世帯：100万円　以下

・（手続・資料）**郵送**も可能　世帯全員の給与明細や預貯金額がわかる通帳コピー（３か月前～）など

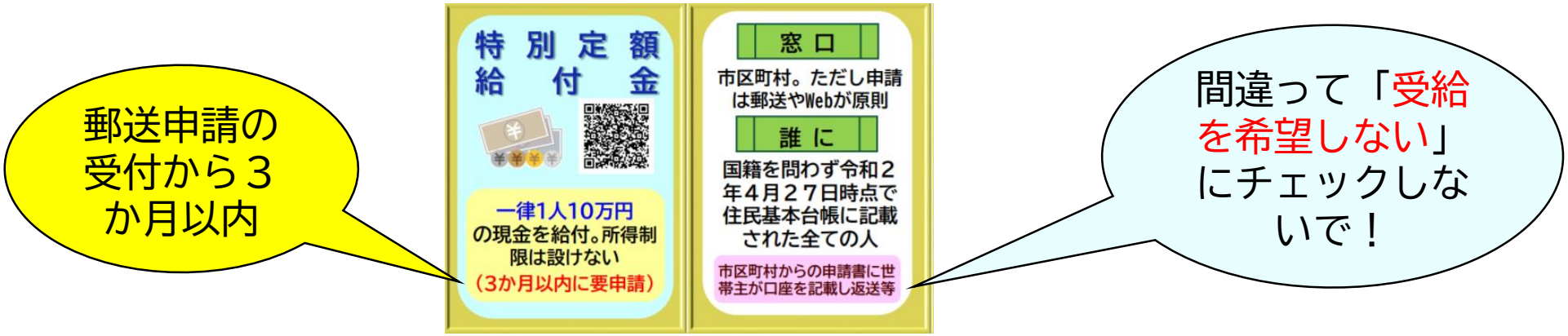

・（DV）　申請期限　４月３０日**過ぎても大丈夫**
　　流れ　とにかく**いま住んでいる市区町村**の給付金担当窓口に相談（申出）
　　条件　次の３つのどれかが必要
　　① 裁判所の**保護命令**
　　② 婦人相談所の**「証明書」** 配暴センター・福祉事務所などの**「確認書」**
　　③ ４月２８日以降に住民票を移し、閲覧制限などの**「支援措置」**の対象になっていること

・（生活保護）　収入認定**しない**　＊ちなみに非課税です

・（受刑者など）　郵便物を受け取れない人　→　住民登録のある役場に**「特別定額給付金申請書送付依頼届」**を送り、申請書をもらう

・（ホームレスなど）　住民登録もない　→　いま所在する自治体に**住民登録を**

・（代理）　寝たきり認知症　→　民生委員、自治会長、親族などOK
　　老人福祉施設など　→　施設職員OK
　　DV被害者　→　民間支援団体の代理OK
　　未決拘禁者　→　**弁護士OK**

（報道の概要）　＊今後変更可能性あり

・失業していなくても、コロナで事業所が休止または廃止状態にあり、一時的な離職を余儀なくされた労働者を失業とみなし、労働者の申請により雇用保険の失業給付（基本手当）を支給する制度を検討中

・東日本大震災など激甚災害指定を受けた過去の災害でも同様の特例措置の例あり。

（報道の概要）　＊今後変更可能性あり

・名称は特別家賃支援給付金　**（６月末から募集開始？）**

・一定の売上減があり、テナント家賃支払いが困難な中小事業者などに、家賃の３分の２を国が助成

・年内の６か月分を給付

・助成の上限は、
　中堅・中小企業　　月額５０万円（最大３００万円）
　個人事業主　　月額２５万円（最大１５０万円）

＊複数の店舗を経営する事業者は上記の倍額（中堅・中小企業の場合最大６００万円）に拡充予定とのこと

事業者向け

新型コロナ対策支援カード

使える支援制度のカードを探しましょう

令和2年5月10日版

＊各制度には適用・利用条件や、今後の補正予算等での制度変更の可能性があります。随時、各ホームページ（ＱＲコード）で確認を。

新型コロナ対策支援カード ©2020 弁護士永野 海

最新のカードのダウンロード

給付金・支援金

持続化給付金

中小企業・各種法人
最大 200万円
個人事業者
最大 100万円

窓口
左のQRコードに申請サイトあり

誰に
コロナで今年のどこか１つの月の売上が、前年同月比で５０％以上減少した事業者

給付額は昨年1年間の売上からの減少額が上限

小学校休業等対応支援金

2月27日から6月30日の期間で、約束した仕事ができなかった日
1日につき4100円（定額）

窓口
学校等休業助成金・支援金受付センター

誰に
小学校等の臨時休校等による子の世話で個人契約の仕事ができなかった保護者

臨時休校等の前に結んだ仕事の契約が対象

IT導入補助金（特別枠）

補助率
2／3
補助額
30～450万円

窓口
サービスデザイン推進協議会

誰に
在宅勤務導入のために利用する業務効率化ツールを導入した中小企業・小規模事業者等

PC・タブレットなどのレンタル費用もOK

その他助成金

雇用調整助成金（特例措置）

支払った休業手当等の全部又は一部（日額1人8,330円上限）を助成

窓口
労働局又はハローワーク

誰に
コロナの影響で休業手当（パート含む）を支払う等した事業主

特例措置は4月1日から6月30日まで

小学校休業等対応助成金

有給休暇を使った労働者に払う賃金（日額1人8,330円上限）を助成

窓口
学校等休業助成金・支援金受付センター

誰に
臨時休校等の子どもの世話で休業した保護者の勤め先

2月27日から6月30日までが対象期間

持続化補助金（特別枠）

補助率
2／3
補助上限額
100万円

窓口
全国商工会連合会又は日本商工会議所

誰に
コロナの影響でネット販売など非対面型サービスに転換を図る小規模事業者など

上記のための設備・システム投資が条件

融資・税金

個人向け緊急小口資金（特例）

学校休業・個人事業等
20万円以内
その他の場合
10万円以内

窓口
社会福祉協議会または労働金庫

誰に
新型コロナで収入の減少があり生計維持の必要な人

無利子・保証不要・1年据置2年返済

資金繰り支援の各種融資

売上高の減少の程度により融資の種類や窓口が変わるが、保証料・金利ゼロ、返済据置期間のある融資が整備

窓口
左のQRコード（経産省作成の一覧表）で確認

誰に
コロナの影響で売上が減少するなどし、資金繰りが苦しい事業者

日本政策金融公庫、商工中金、民間など

税金・納税の支援策

国税・地方税の1年納税猶予、固定資産税の軽減措置など
TKCのHP（QRコード）などで確認

都道府県・市区町村の支援

自治体独自の支援策は、TKCのHP（QRコード）で都道府県等を選び検索

・（手続）　　**WEB**です（予約制の申請サポート会場はあり）

・（要件１）　**事業継続意思**があること　<u>今年開業の事業者も救済</u>との報道あり

・（要件２）　風営法の性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業（コンパニオン派遣業とか）
宗教法人などは**NG**

・（書類）　・**申告書**の一部（青色申告３枚、白色申告１枚）　＊受理押印や受信通知が必要
・原則今年の**月間収入資料**も必要（売上台帳、帳面など）
・給付金の入金のための**通帳コピー**、**本人確認書類**も

・（比較）　白色申告の場合　→　去年の**月の売上平均**と比較する
２０１９年途中開業　→　**月平均**と比較する
災害で２０１９の収入が低い　→　罹災証明書等の提出で、**被災前の収入**と比較

・（協力金）　自治体からの協力金などは今年の収入に**入れなくてOK**
協力金との併給は、持続化給付金には**制限なし**。自治体側要件はチェック必要

資金繰り支援内容一覧表（4/14時点）

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、**詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。**

資金繰り支援の各種融資

売上高の減少の程度により融資の種類や窓口が変わるが、保証料・金利ゼロ、返済据置期間のある融資が整備

窓口
左のQRコード（経産省作成の一覧表）で確認

誰に
コロナの影響で売上が減少するなどし、資金繰りが苦しい事業者

日本政策金融公庫、商工中金、民間など

売上額の減少の程度で選択肢が異なる

条件		利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら	指定738業種の場合	①セーフティネット5号	・借入債務の80%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠。⑨と共有） ・要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
	小規模事業者の場合	②新型コロナウイルス感染症特別貸付	・中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
		③商工中金等による「危機対応融資」	・3億円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内	商工組合中央金庫等
		④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	・1000万円（別枠） ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
	生活衛生関係営業（旅館、飲食、理美容店など）の場合	⑤生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	・6000万円（別枠） ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 （運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ） ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
		⑥新型コロナウイルス対策衛経(拡充)	・1000万円（別枠） ・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、売上高10%以上減少なら	生活衛生関係営業（旅館、飲食、喫茶）	⑦衛生環境激変対策特別貸付	・1000万円（別枠） ・運転7年、うち据置2年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）
さらに、売上高15%以上減少なら		⑧危機関連保証	・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠） ・保証料・金利ゼロの対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
さらに、売上高20%以上減少なら		⑨セーフティネット4号	・借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・2.8億円（別枠。①と共有） ・保証料・金利ゼロの対象	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく		⑩セーフティネット貸付	・中小事業7.2億円、国民事業0.48億円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内	日本政策金融公庫 （沖縄の事業者の方は沖縄公庫へ）

☆追加要件を満たせば
実質無利子・無担保の対象
利子補給対象上限
（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円
（商工中金）危機対応融資1億円

※沖縄振興開発金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

売上高要件の考え方

＜創業１年１か月以上＞
【公庫(青枠)】最近１カ月の売上高と、前年または前々年の同期と比較。
【信用保証協会(緑枠)】最近１ヶ月の売上高と、前年同月を比較 ＋
その後２ヶ月間(見込み)を含む３ヶ月の売上高と前年同期を比較

＜創業１年１か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど（後者は公庫のみ）＞
（１）～（３）のいずれかで比較。

【公庫(青枠)】	【信用保証協会(緑枠)】
（１）最近1カ月の売上高と過去3カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高の比較	（１）左記に同じ。
（２）最近1カ月の売上高と令和元年12月の売上高の比較	（２）左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の３倍を比較
（３）最近1カ月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較	（３）左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10~12月の3ヶ月を比較

この資料は、プロトスター株式会社運営するStartupListに株式会社INQが寄稿した記事を参考にして作成しました。

経済産業省
中小企業庁

典型的な日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付の場合

インターネットによる申込を推奨

・（対象）　最近１か月の売上高が、前年又は前々年の同期と比べて５％以上減

・（金額）　中小事業　３億円まで　（ただし金利優遇は１億円まで）
　国民事業　６０００万円まで（ただし金利優遇は３０００万円まで）

・（優遇）　毎月改定される基準金利から０．９％の金利優遇（ただし３年間）を受けられる

・（期間）　運転資金は１５年以内（うち据置期間最長５年以内）　＊据置期間も返済期間に含まれる

・（金利）　担保では変動せず、貸付期間によって変動する

・（保証）　不動産担保不要　代表者の個人保証が必要な場合はあり

・（国の利子補給）　０．９％の金利優遇に加えて

　・小規模個人事業者　→　無条件に国の利子補給　→　実質無利息で借入OK
　・それ以外　→　借入後も以下の売上減少があれば国の利子補給
　　小規模の法人　売上高▲１５％以上
　　中小企業者　売上高▲２０％以上　→　実質無利息で借入OK

もう１歩先へ

・（金額）　月商の３倍前後、月の運転資金の３倍前後が**借入可能額の目安**

・（据置）　据置期間**５年まるまるはなかなか難しい**
据置期間も借入期間に含まれることに注意！（無金利の期間を使うことになる）

・（借換）　既存債務が**公庫なら**借換も可能
（３年間は実質無利子、無担保融資に変更できる）

・（赤字）　融資なので**返済可能性**は当然審査の対象

・（リスケ）　**リスケ**も検討要素　（融資では返済負担が当然生じるので）